

子ども・子育て支援事業計画における教育・保育提供区域について（案）

市町村子ども・子育て支援事業計画におきましては、教育・保育の区域を定め、区域ごとの教育・保育の量の見込みを定めることとなっております。

1 市町村子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第 61 条）

市町村は、国が示す基本指針に即して、5 年を 1 期とする“市町村子ども・子育て支援事業計画”を定める必要があります。

同事業計画においては、教育・保育提供区域ごとの

- ①各年度の教育・保育及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数
- ②各年度の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保内容、その実施時期を定める必要があります。

2 教育・保育提供区域

教育・保育提供区域とは、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づいて実施される教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の共通の区域設定です。

教育・保育提供区域の設定は、“子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項の 1”及び内閣府が作成した“子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）”において子ども・子育て支援事業計画に定める必須事項となっております。

（参考：子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項の 1 の抜粋）

市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数、特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数、その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(参考：子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）の抜粋)

1 教育・保育提供区域の設定に関する事項

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要がある。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定すること。

この場合において、教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。

◆教育・保育提供区域◆

教育・保育提供区域

現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があります。



量の見込み

ニーズ調査に基づく利用希望を踏まえて、教育・保育提供区域ごとに各年度の教育・保育の量の見込みをまとめます。



確保の方策

教育・保育提供区域ごと及び認定区分ごとに、確保の内容及びその実施時期を定めます。

3 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供体制における確保の内容及びその実施時期

市町村は、教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

●教育・保育のイメージ●

	1年目			2年目			3年目		
	3-5歳 学校教育 のみ (1号認定)	3-5歳 保育の必 要性あり (2号認定)	0-2歳 保育の必 要性あり (3号認定)	3-5歳 学校教育 のみ (1号認定)	3-5歳 保育の必 要性あり (2号認定)	0-2歳 保育の必 要性あり (3号認定)	3-5歳 学校教育 のみ (1号認定)	3-5歳 保育の必 要性あり (2号認定)	0-2歳 保育の必 要性あり (3号認定)
①量の見込み（必要利用定員総数）	400人	400人	200人	400人	400人	200人	400人	400人	200人
②確保の内容	認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）								
	300人	350人	180人	350人	400人	180人	400人	400人	150人
	地域型保育事業								
			20人			20人			50人
②-①	▲100人	▲50人	0人	▲50人	0人	0人	0	0	0

※5年目まで記載する



●地域子ども・子育て支援事業のイメージ●

地域子育て支援拠点事業	1年目	2年目	3年目
①量の見込み	3000人（10か所）	3000人（10か所）	3000人（10か所）
②確保の内容	3000人（10か所）	3000人（10か所）	3000人（10か所）
②-①	0	0	0

放課後児童健全育成事業	1年目	2年目	3年目
①量の見込み	800人（20か所）	800人（20か所）	800人（20か所）
②確保の内容	600人（16か所）	700人（18か所）	800人（20か所）
②-①	▲200人（4か所）	▲100人（2か所）	0

※5年目まで記載する

4 教育・保育提供区域の設定について

区域の範囲	区域単位	メリット	デメリット
<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="text-align: center; margin-right: 10px;">  区域を 広範囲 で設定 </div> <div style="text-align: center; margin-left: 10px;">  区域を 狭く設 定 </div> </div>	市全域 (1 地域)	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援事業計画では、区域ごとに保護者のニーズに合わせた整備計画を進める必要があり、市全域に設定した場合、需給調整、利用調整を容易に行うことができる上、提供体制を確保しやすい。 ・勤務地等の理由により、居住地域以外の施設等に子どもを預けることができる。 ・利用者の細やかなニーズに柔軟に対応可能。 ・「量の見込み」の推計が立てやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・居住地域と施設が離れているため、子どもを送迎するのに負担が掛かる。
	旧3市村 (2 又は3 地域)	<ul style="list-style-type: none"> ・居住地域と利用施設が同じ地域にあるため、保護者が負担なく、子どもを送迎できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の状況によって、提供体制を確保することが難しくなる。 ・各事業において、ニーズに柔軟に対応することが難しくなる。
	小学校区 (17 地域)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域との連携が図りやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市全域を区域に設定した場合には、利用調整等を行うことができるため、施設等を整備する必要がなくなるが、区域の規模を小さくすればするほど、利用調整等を行うことができなくなり、施設等の整備を実施する必要が出てくる。

5 当市の教育・保育提供区域の（案）

当市の教育・保育提供区域につきましては、現在多くの人々が居住地を超えて利用されている状況などを総合的に踏まえ、市全域（旧桐生地域・新里地域・黒保根地域）を一つの教育・保育提供区域にしたいと考えております。



①教育・保育施設（当市の案）

施設及び事業者	設定区域	区域の設定理由
教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育園）	市全域 (1 区域)	・現在多くの人が居住地を超えて利用されている状況などを総合的に踏まえ、市全域（旧桐生地域・新里地域・黒保根地域）を1区域とします。
地域型保育事業（小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育）	市全域 (1 区域)	・現在本事業は、当市では実施されておきませんが、実施された場合には、上記と同じ設定理由が考えられるため、市全域（旧桐生地域・新里地域・黒保根地域）を1区域とします。

②地域子ども・子育て支援事業（当市の案） ※13 事業のうち、12 事業

事業名	設定区域	区域の設定理由
①利用者支援事業	市全域 (1 区域)	・本事業は、桐生市子育て支援センターのみで実施されており、広域的な利用が行われているため、市全域を1区域に設定します。
②一時預かり事業	市全域 (1 区域)	・本事業は、多くの保育所・幼稚園・認定こども園で実施されており、広域的な利用が行われているため、市全域を1区域に設定します。
③放課後児童クラブ	小学校区 (17 区域)	・本事業は、すべての小学校（17 小学校）の余裕教室等又は学校敷地内の専用施設で実施されており、各クラブの利用者は各小学校に通っている児童のみであるため、小学校区（17 区域）を区域に設定します。 ※本事業は、入所児童の安全・安心を考慮し、各小学校内で実施しています。
④地域子育て支援拠点事業	市全域 (1 区域)	・本事業は、市内の保育所（11 園）で実施されており、広域的な利用が行われているため、市全域を1区域に設定します。
⑤妊婦健康診査	市全域 (1 区域)	・妊婦健康診査事業における助成は、市内の各医療機関を対象にしているため、市全域を1区域に設定します。

事業名	設定区域	区域の設定理由
⑥乳児家庭全戸訪問事業	市全域 (1区域)	・本事業は、市内全域の対象者に実施されているため、市全域を1区域に設定します。
⑦養育支援訪問事業	市全域 (1区域)	・本事業は、市内全域の対象者に実施されているため、市全域を1区域に設定します。
⑧子育て短期支援事業	市全域 (1区域)	・本事業は、市内全域の対象者に実施されているため、市全域を1区域に設定します。
⑨ファミリー・サポート・センター事業	市全域 (1区域)	・本事業は、市内全域の対象者に実施されているため、市全域を1区域に設定します。
⑩延長保育事業	市全域 (1区域)	・本事業は、市内の保育所（全園）で実施されており、広域的な利用が行われているため、市全域を1区域に設定します。
⑪病児・病後児保育事業	市全域 (1区域)	・本事業は、市内全域の対象者に実施されているため、市全域を1区域に設定します。なお、当市では、病児事業は実施しない予定です。
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	市全域 (1区域)	・本事業は、新規事業であり、広域的な利用が行われることが想定されるため、市全域を1区域に設定します。
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	市全域 (1区域)	・当市では、本事業は実施しない予定です。